

2022年7月21日

各 位

長野県伊那市西箕輪 2148 番地 188
株式会社イナリサーチ
代表取締役社長 中川 賢司

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 179 条第 1 項に規定する特別支配株主（以下「特別支配株主」といいます。）である株式会社新日本科学（以下「新日本科学」といいます。）から、2022年7月21日付で、同法第 179 条の 3 第 1 項の規定により、当社の株主の全員（但し、新日本科学及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を新日本科学に売り渡すことを請求すること（以下「本株式売渡請求」といいます。）に関する通知を受領し、同日開催の取締役会において、本株式売渡請求を承認することを決議いたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号。その後の改正を含みます。）第 161 条第 2 項及び会社法第 179 条の 4 第 1 項の規定により、下記のとおり公告いたします。

記

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：株式会社新日本科学
住所：鹿児島県鹿児島市宮之浦町 2438 番地
2. 特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
新日本科学は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式 1 株につき 900 円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。

5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2022年8月19日

6. 上記のほか、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿
に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所におい
て、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付するものとします。但し、当該方
法による本売渡対価の交付ができなかった本売渡株主については、当社の本店所在地
にて新日本科学が指定した方法により、本売渡対価を支払うものとします。

以 上